

I 被災建築物応急危険度判定制度について

(1) 被災建築物応急危険度判定の目的

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）は、大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震等による建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とします。

(2) 実施本部

各市町村において、予め定められた震度以上の地震が発生した場合に設置される組織を被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）といい、判定実施計画の作成、県に対する判定士の派遣要請、判定士受け入れ準備等を行います。

(3) 支援本部

県が市町村からの要請により、市町村が実施する判定を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に設置される組織を被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）といい、被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの派遣、判定資機材の提供等を行います。

(4) 判定士

判定の目的を達成するために、「熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項」に基づき、知事の認定を受けた者又は熊本県以外の都道府県の知事が定める者をいいます。

なお、判定は、地震発生後の応急対策の一つとして、被災した市町村の実施本部の要請に基づき、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）のボランティア活動により行われます。

(5) 判定コーディネーター

応急危険度判定コーディネーター（以下、「判定コーディネーター」という。）とは、実施本部及び判定拠点において、応急危険度判定の実施のために判定士の指導・支援を行う者をいいます。

(6) 実施体制 ※P 6「被災建築物応急危険度判定実施体制」参照

○県内で発生した場合

被災市町村は実施本部を設置した後、支援本部（県建築課）へ支援要請を行う

○県外で発生した場合

広域支援本部（福岡県）より支援本部（県建築課）へ支援要請が行われる

II 判定活動について

(1) 判定活動への協力要請

判定活動に協力していただく場合は、まず県から判定活動の協力要請を建築関係団体・機関に行います。建築関係団体・機関より所属する判定士の方々に、協力要請の連絡があります。

また、行政職員の判定士及びその他の判定士については県から判定活動の協力要請を行います。

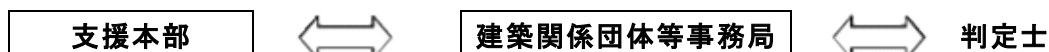
(2) 連絡方法

- 建築関係団体等に所属している判定士：
支援本部（事務局：熊本県建築課）より建築関係団体等の事務局へ連絡
建築関係団体等事務局より判定士へ要請
- 市町村判定士：支援本部より市町村担当課経由で要請
- その他判定士：支援本部より直接要請

(3) 要請があった場合の対応

[ケース 1]

○建築関係団体等所属の判定士の場合

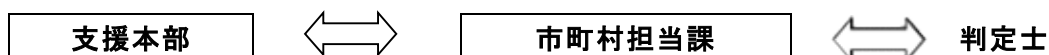


- ・判定士本人に次のような連絡が入りますので、内容をメモして判定活動に参加するかどうか決めてください。

- 建築関係団体の事務局です。支援本部より、被災建築物応急危険度判定の支援協力要請がありましたので、連絡します。重要事項をメモしてください。
- 連絡事項は、次のとおりです。
○○県○○市で○月○日から被災建築物応急危険度判定を実施します。
参加できますか？
- 参加する場合の参集日時等は次のとおりです。
 - ・参集日時 ・判定従事期間
 - ・参集場所 ・参集場所までの移動方法
- 参加の意志を只今（この電話で）決定できない場合は、本日△時までに、○○建築関係団体の事務局の担当者○○まで連絡してください。

[ケース 2]

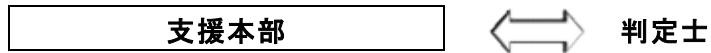
○市町村判定士



- 市町村担当課の○○です。支援本部より、被災建築物応急危険度判定の支援協力要請がありましたので、連絡します。重要事項をメモしてください。
- 連絡事項は、次のとおりです。
○○県○○市で○月○日から被災建築物応急危険度判定を実施します。
参加できますか？
- 参加される場合の参集日時等は次のとおりです。
 - ・参集日時 ・判定従事期間
 - ・参集場所 ・参集場所までの移動方法
- 参加の意志を只今（この電話で）決定できない場合は、本日△時までに、○○市町村担当課の○○まで連絡してください。

[ケース3]

○その他判定士



- 支援本部から被災建築物応急危険度判定の支援協力要請を連絡します。重要事項をメモしてください。
- 連絡事項は、次のとおりです。
 ○○県○○市で○月○日から被災建築物応急危険度判定を実施します。
 参加できますか？
- 参加する場合の参集日時等は次のとおりです。
 - ・ 参集日時 ・ 判定従事期間
 - ・ 参集場所 ・ 参集場所までの移動方法
- 参加の意志を只今（この電話で）決定できない場合は、本日△時までに、支援本部へ連絡ください。

(4) 協力要請に対する意志の決定

判定活動にはボランティアとして活動していただきますので、決して強制ではありません。
 家族、勤務先ともよく相談して参加を決めてください。

また、被災地へ赴いての活動となりますので体調がすぐれない場合は参加を控えてください。

(5) 判定活動への参加準備

1) スケジュール等の確認

支援本部や建築関係団体等からの連絡により参加の決定があった場合、次の事項をメモしてください。

1	判定実施市町村	
2	連絡先 担当者名・TEL	担当者名 TEL ()
3	参集日時	月 日 () 時 分
4	参集場所（一次）	
5	判定従事期間	月 日 ～ 月 日
6	移動方法	
7	その他	

2) 服装等

参集場所へは、作業着など判定作業ができる服装で集合してください。

３）判定活動に持参していただきたいものは次のとおりです。

判定士本人が用意するもの	応急危険度判定実施本部が用意するもの
装 備	品
1 ヘルメット 2 作業服 3 軍手 4 その他 （安全靴、雨具、防寒具、マスク、携帯電話）	1 ヘルメット用シール 2 応急危険度判定士腕章
調 査	用 具
1 筆記用具 （マジック黒・赤、ボールペン） 2 応急危険度判定士認定証明証 3 コンベックス 4 その他 （あれば持参してください。） 下げ振り 判定手帳	1 街区地図 2 判定調査表 3 判定ステッカー 4 バインダー 5 ガムテープ 6 下げ振り 7 クラックスケール 8 パンフレット（判定活動）
あ る と 便 利 な も の	
1 ナップザック 2 水筒 3 ペンライト 4 ホイッスル 5 ラジオ 6 救急用具（消毒液、カットバン等）	

Ⅲ 保険制度について

民間判定士等で判定活動・訓練活動に従事する場合、（熊本県を通して加入している全国被災建築物応急危険度判定協議会により）「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の保険が適用されます。

この制度では、民間判定士等の名簿を作成する必要があるため、判定活動に参加する場合は、次項を判定活動実施本部等に伝えてください。

判定士登録番号	氏 名	性別	年齢	勤務先又は連絡先（住所、電話番号）

(参考)

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の概要

(1) 適用対象

1) 適用範囲

熊本県、県内市町村が実施する応急危険度訓練活動・判定活動（他都道府県への派遣の場合も含む）に従事する民間の被災建築物応急危険度判定士等。

2) 適用期間

・訓練活動の場合

訓練活動に従事するために、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、訓練に参加し、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

・判定活動の場合

判定活動に従事するために、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。

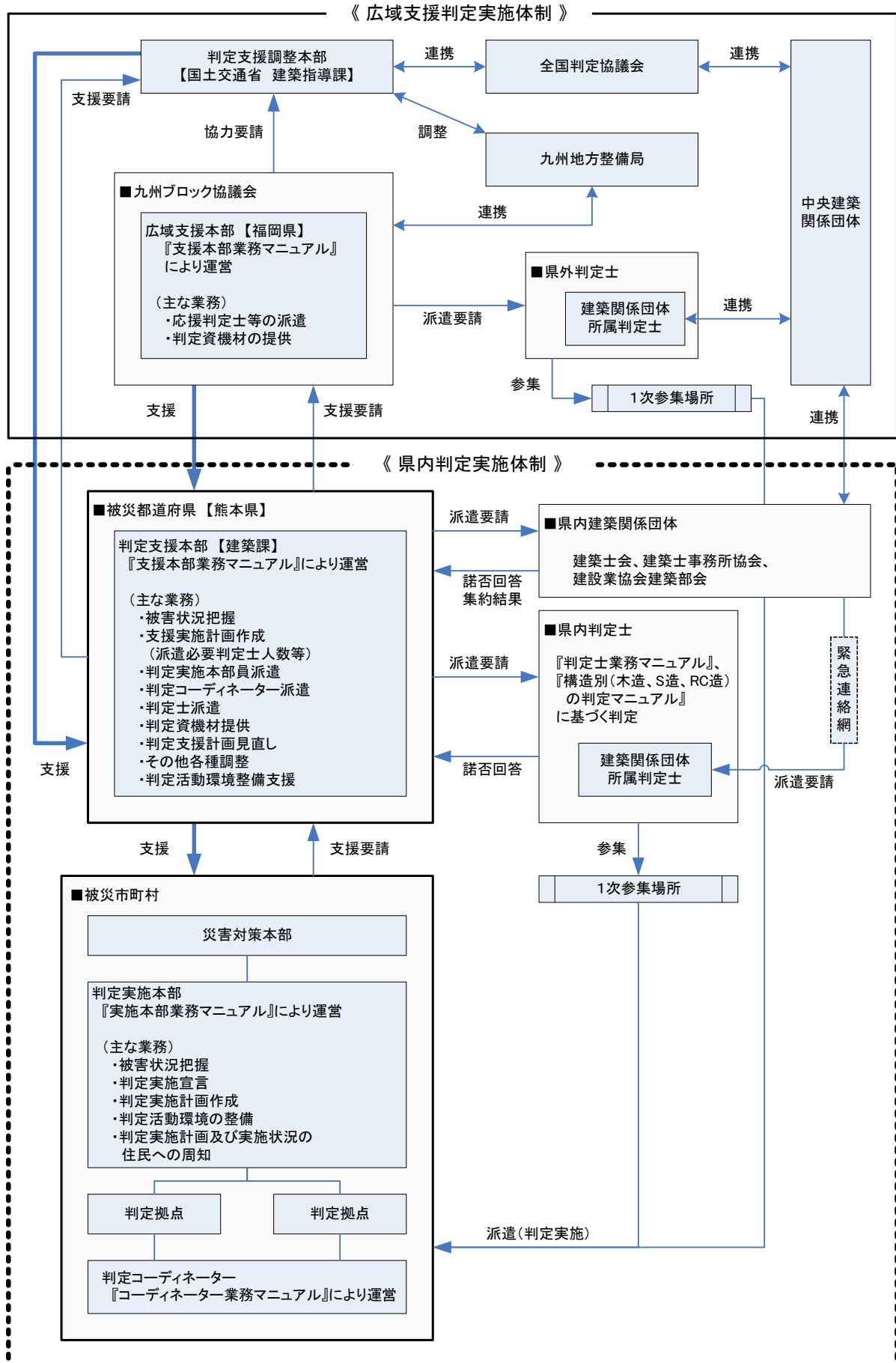
3) その他

具体的な適用の範囲及び期間は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」第5第1項に基づき、損害保険会社（損害保険会社が複数で会社団を構成する場合は、幹事会社とする。）と全国協議会が締結する「保険契約」及び「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に関する特約書」によります。

(2) 保険金額

①訓練活動中の傷害担保条項	行事参加者傷害保険 保険金額：死亡 2,000万円 後遺障害 2,000万円（上限） 入院 5,000円（日額） 通院 3,000円（日額）
②判定活動中の傷害担保条項	国内旅行傷害保険 ※被保険者が、判定作業従事の目的をもって自宅若しくは職場を出発したときから自宅若しくは職場に帰着したときまでの間の6泊7日まで。 保険金額：死亡 2,000万円 後遺障害 2,000万円（上限） 入院 5,000円（日額） 通院 3,000円（日額）
③賠償責任担保条項	施設賠償責任保険 支払限度額：1億円（対人・対物賠償共通） 免責金額：なし

■被災建築物応急危険度判定実施体制



Ⅳ 質疑応答(全国被災建築物応急危険度判定協議会資料より)

① 判定活動全般

・判定活動に参加するためには、どの程度の休暇が必要ですか？

(答え)

応急危険度判定は、被災地において、地元市町村長が策定する判定実施計画に基づいて、支援都道府県が立案する「判定士派遣計画」に依り判断してください。なお、一人の判定士は原則3日間程度の判定活動及びその前後の移動日となっています。

・判定実施中の余震が心配です。その危険の回避はどのようにしたらよいのですか。

(答え)

余震による危険性がある被災建築物の調査は、危険の及ばない相当の距離をおいて外観調査を行います。なお、外観調査においても、調査に気をとられて徐々に近づく傾向があるので注意が必要です。

また、内観調査は場合によって危険が伴うので、調査者の安全が確実に図られる場合で、かつ内観調査が必要と判断される場合のみ行います。

余震等の緊急事態が発生した場合は、実施本部等に連絡し、その指示を仰いでください。

・判定後に大きな余震等を生じた場合、「調査済」や「要注意」と判定した建築物が、更に危険状態を増したかどうか心配になるのですが。

(答え)

判定ステッカーには判定日時が記載されており、判定した時点が、判定結果となります。なお、余震の大きさにより、判定実施本部の判断により再度判定する場合も有り得ます。

・判定結果にミスがあった場合、その責任は問われますか？

(答え)

判定についての責任は基本的に判定実施主体の市町村にあり、個人の責任まで問われるものではありません。

しかし、応急危険度判定は余震による二次災害防止のため、応急的に建物の安全性をチェックするものであり、その性格上できるだけ正確に行ってください。

・判定活動における補償制度はありますか？その保険料は誰が負担するのですか？

(答え)

民間判定士等が応急危険度判定の訓練活動や判定活動を行う場合には、全国被災建築物応急危険度判定協議会による補償制度(全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度)があります。

また、その保険料については、各地方自治体が負担しています。

・判定活動を家主等に拒否された場合はどうすればよいのですか？

(答え)

家主等に応急危険度判定の主旨を説明してください。それでも理解が得られない場合は、無理に判定を行わず、調査用紙にその旨を記入し、次に移ってください。

② 判定活動中

・住民から、「何をしているのか？」との問い合わせがあった場合。

(答え)

(応急危険度判定士登録証を提示し、又は判定に係わるパンフレットを渡しながら)私たちは〇〇市の要請により、二次災害の防止のため、応急的に建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

③ 判定ステッカーについて

・(緑の表示で)

「この建物は安全ですか。これからどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え)

建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理をしてください。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

・(黄色の表示で)

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え)

(技術的見地から危険と思われる個所や状態を説明し)建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。[特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調。]
〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合は利用してください。

・(赤色の表示で)

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え)

建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお使いになると危険です。是非、市の災害対策本部にご相談ください。電話番号はステッカーに記載してあります。また、〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意してありますので、早急に避難してください。

・「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは「強制力はあるのか？」と問われた場合。

(答え)

これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

④ その他

- ・現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧にお断りし速やかにその場を離れてください。
- ・建築物所有者(又は居住者等)と揉めたら、判定ステッカーを貼らず、調査表にその旨の記録を残してください(ステッカーを剥がされた場合も同様)。
- ・実施本部の計画した判定地区以外の建物や対象外の用途の建築物所有者等から、判定を頼まれた場合は、できる限り断ってください。
- ・報道機関への対応は、原則、実施本部で対応します。(事前に判定コーディネーターに確認ください。)

判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う被災建築物応急危険判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定士業務

1. 判定業務の心得

1 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）は、原則として県の要請により判定業務に従事する。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は必ず県の指示に従い行動する。

2 判定士は、県が定めた本業務マニュアルを遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

2. 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

（1）チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位で、原則判定士2名で構成される。

（2）班

複数のチームで構成するグループで、最大10チームとする。判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

（3）判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

3. 応急危険度判定士の参集行動基準

■判定実施場所が熊本県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

（1）県の支援要請に基づき、所属の建築関係団体から参集要請の連絡を受けた民間判定士は、参集日時、判定従事期間及び参集場所の確認を行う。

なお、行政職員判定士は県支援本部から連絡を行う。

（2）判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。

（3）判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。

（4）判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。

- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ③ 判定作業区域及び判定対象
- ④ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意

(5) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

(6) 判定士は、参集場所到着後は、実施本部の指揮下に入る。

■判定実施場所が他の都道府県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

(1) 県の支援要請に基づき、所属の建築関係団体から参集要請の連絡を受けた民間判定士は、参集日時、判定従事期間及び参集場所の確認を行う。

なお、行政職員判定士については、県建築課から連絡を行う。

(2) 応援の判定作業に参加するかどうかは、家族、勤務先ともよく相談し決定する。

(3) 判定士は、参集場所に到着後は被災都道府県の指揮下に入り、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告を行う。

(4) 判定士は、家族、勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

(5) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。

- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ③ 判定作業区域及び判定方法
- ④ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意

4. 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部等で準備する判定資機材とは別に、判定作業に必要なとなる判定資機材等を持参すること。

5. 応急危険度判定の実施

1 判定作業は、判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。

2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。

3 判定地区への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した又は指定された輸送手段により移動する。

4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士認定証明証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。

5 判定作業は、原則として2人1組で行う（災害拠点施設等の判定を除く）。

6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所には近づかない等、無理な行動はしない。

7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ、携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い、判定コーディネーターの指示をあおぐ。

8 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。

9 判定結果については、判定根拠を随時建物ごとに記録する。

10 判定作業終了後は、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。

11 班長は、各判定士から判定結果等の報告受け次第判定結果の集計を行い、判定コーデ

ィネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。

6. 判定結果の表示

各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

7. 住民対応及びマスコミ対応

1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレット等を持参し、必要に応じて配布する。また、不審な人物、車両等との思い違いを防ぐため、腕章、車両表示をフロントなどの分かりやすい箇所に表示すること。

2 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」、「要注意」の建物については、そのステッカーの意味（内容）を適切かつ丁寧に説明すること。

また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊、部材の落下等の危険性に係る情報を提供して、二次災害を防止し住民の安全確保を図ること」である旨を的確に説明すること。

3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧に断り速やかにその場を離れる。

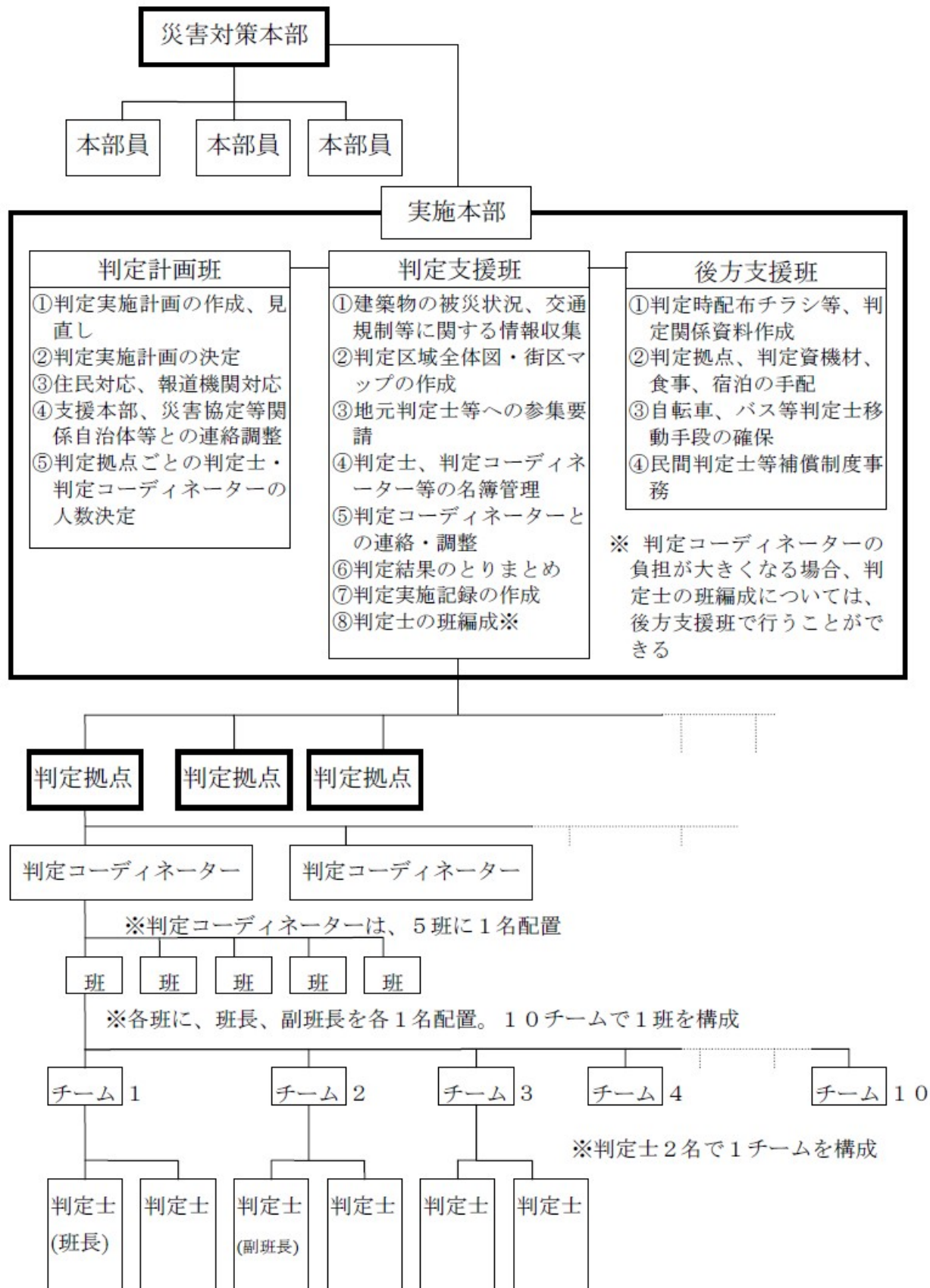
4 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合は、判定ステッカーを無理に貼らず、調査表にその旨の記録のみ残す（ステッカーを剥がされた場合も同様）。

5 マスコミ等との対応方法については、原則として「実施本部にお願いします。」とし、丁寧に断ること。

【参考】判定時の所持品及び服装例



■判定実施本部体制図



【資料3】

熊本地震における被災建築物応急危険度判定の実施状況（平成28年4月15日～6月4日）

1. 地震の概要（気象庁による）

発生日時：平成28年4月14日(木) 21時26分

震源地：熊本県熊本地方（北緯32度44.5分、東経130度48.5分）

地震の規模：（マグニチュード）6.5

各地の震度：震度7：[熊本県益城町宮園]

発生日時：平成28年4月16日(土) 1時25分頃

震源地：熊本県熊本地方（北緯32度45.2分、東経130度45.7分）

地震の規模：（マグニチュード）7.3

各地の震度：震度7：[熊本県益城町宮園、西原村小森]

2. 被災建築物応急危険度判定の実施状況（平成28年4月15日～6月4日）

市町村名		判定件数	調査済	要注意	危険
熊本市		30,487	14,126	10,514	5,847
菊池市		593	196	197	200
宇土市		1,265	506	531	228
宇城市		2,099	1,006	606	487
阿蘇市		1,725	863	519	343
下益城郡	美里町	294	50	201	43
菊池郡	大津町	891	181	321	389
	菊陽町	152	38	67	47
阿蘇郡	南小国町	219	153	50	16
	高森町	26	22	3	1
	南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
	西原村	2,703	610	725	1,368
上益城郡	御船町	1,426	311	480	635
	嘉島町	2,115	731	682	702
	益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
	甲佐町	1,543	465	545	533
	山都町	65	12	33	20
八代郡	氷川町	70	7	34	29
合計		57,570	22,833	19,029	15,708

被災建築物応急危険度判定 過去の判定実績

発生日	地震名	最大震度	判定地区	判定対象 建築物	判定期間	判定人数	判定棟数	判定結果		
								調査済	要注意	危険
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	震度7	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市、明石市、淡路地区	共同住宅、長屋	平成7年1月18日～2月9日	6,468人	46,610棟	30,832棟	9,302棟	6,476棟 (他に使用禁止 2,825棟)
平成7年4月1日	新潟県北部の地震	震度5	笹神村	住宅	平成7年4月2日	12人	342棟	261棟	61棟	20棟
平成8年8月11日	宮城県北部地震	震度5	鳴子町	住宅	平成8年8月14日	34人	169棟	127棟	36棟	6棟
平成9年3月26日 平成9年5月13日	鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	震度5強 (3/26) 震度6弱 (5/13)	宮之城町、鶴田町	木造住宅	平成9年4月11日、5月17日、6月4日～5日	220人	2,048棟	1,507棟	452棟	89棟
平成11年2月26日	秋田県沖を震源とする地震	震度5弱	【山形県】遊佐町	住宅	平成11年3月1日	4人	9棟	1棟	8棟	0棟
平成12年6月26日、7月1日、9日、15日他多数	三宅島火山活動及び新島・神津島・三宅島近海を震源とする地震	震度6弱	三宅村、神津島、新島村	住宅	平成12年7月3日～10日、7月17日～19日、8月2日～5日	17人	240棟	122棟	118棟	
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	震度6強	【鳥取県】米子市、境港市、西伯町、他11市町村 【岡山県】新見市、大佐町 【島根県】伯太町	住宅	平成12年10月7日～20日	332人	4,080棟	2,138棟	1,499棟	443棟
平成13年3月24日	芸予地震	震度6弱	【広島県】広島市、呉市、竹原市、他27市町 【山口県】東和町 【愛媛県】今治市、松山市、東予市、他16市町	住宅	平成13年3月25日～4月12日	636人	1,763棟	674棟	921棟	168棟
平成15年5月26日	宮城県沖を震源とする地震	震度6弱	釜石市、大船渡市	公共建築物、住宅	平成15年5月30日(大船渡)、6月2日(釜石)	5人	6棟	2棟	4棟	0棟
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震	震度6強	矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町、南郷町	住宅	平成15年7月27日～8月3日	743人	7,245棟	3,804棟	2,181棟	1,260棟
平成16年10月23日	新潟県中越地震	震度7	小千谷市、見附市、長岡市等(8市6町2村)	住宅	平成16年10月24日～11月10日	3,821人	36,143棟	19,778棟	11,122棟	5,243棟
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震	震度6弱	福岡県、春日市、前原市、古賀市、新宮市、須恵町、志摩町、宇美町、玄海島	住宅	平成17年3月20日～31日、4月20日～26日	444人	3,148棟	1,500棟	1,131棟	517棟
平成19年3月25日	石川県能登半島地震	震度6強	七尾市、輪島市、羽咋市、穴水町、中能登町、志賀町	住宅	平成19年3月25日～30日	391人	7,600棟	4,800棟	1,571棟	1,229棟
平成19年4月15日	三重県中部を震源とする地震	震度5強	四日市市	住宅	平成19年4月15日	2人	1棟	0棟	0棟	1棟
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	震度6強	柏崎市、出雲崎市、刈羽村	住宅	平成19年7月16日～23日	2,758人	34,048棟	20,150棟	8,943棟	4,955棟
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	震度6強	奥州市、一関市、西和賀町	住宅	平成20年6月16日～20日	149人	1,161棟	834棟	273棟	54棟
			栗原市、遠田郡美里町	公立学校等住宅他	平成20年6月14日～23日	475人	2,978棟	2,197棟	564棟	217棟

被災建築物応急危険度判定 過去の判定実績

発生日	地震名	最大震度	判定地区	判定対象 建築物	判定期間	判定人数	判定棟数	判定結果		
								調査済	要注意	危険
平成23年3月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震	震度7	【岩手県】北上市、一関市、奥州市、【宮城県】仙台市他11市18町、【福島県】福島市他9市15町6村、【茨城県】水戸市他21市5町1村、【栃木県】宇都宮市他10市5町、【群馬県】桐生市、太田市、渋川市、邑楽町、【埼玉県】久喜市、【千葉県】成田市他5市2町、【東京都】墨田区他8区、武蔵野市他5市、【神奈川県】横浜市他9市3町	住宅他	平成23年3月13日～5月31日	8,541人	95,381棟	60,491棟	23,191棟	11,699棟
平成23年3月12日	長野県北部を震源とする地震	震度6強	【新潟県】十日町市、上越市、津南町、【長野県】野沢温泉町、栄村	住宅等	平成23年3月12日～19日	229人	2,318棟	1,249棟	694棟	375棟
平成23年3月15日	静岡県東部を震源とする地震	震度6強	小田原市、富士宮市	住宅、県有施設他	平成23年3月16日～19日	64人	513棟	345棟	155棟	13棟
平成25年4月13日	淡路島付近を震源とする地震	震度6弱	淡路市、洲本市	住宅等	平成25年4月15日～17日	56人	402棟	200棟	156棟	46棟
平成26年11月22日	長野県北部を震源とする地震	震度6弱	大町市、白馬村、小谷村、小川村	住宅等	平成26年11月23日～27日	131人	602棟	217棟	241棟	144棟
平成28年4月14日 (前震) 平成28年4月16日 (本震)	平成28年熊本地震	震度7(前震) 震度7(本震)	熊本市、益城町、西原村、御船町、菊陽町、宇土市、南阿蘇村、南小国町、山都町、阿蘇市、菊池市、甲佐町、宇城市、美里町、大津町、高森町、嘉島町、氷川町	住宅等	平成28年4月15日～6月4日	6,819人	57,570棟	22,833棟	19,029棟	15,708棟
平成28年10月21日	鳥取県中部を震源とする地震	震度6弱	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町	住宅等	平成28年10月22日～29日	450人	7,311棟	5,809棟	1,209棟	293棟
平成30年4月9日	鳥根県西部を震源とする地震	震度5強	太田市、川合町、久利町、大屋町、朝山町、富山町、波根町、久手町、鳥井町、長久町、静岡町、五十猛町、三瓶町、祖式町、温泉津町、仁摩町、大森町、水上町、山口町	住宅等	平成30年4月11日～25日	198人	6,627棟	5,712棟	782棟	133棟
平成30年6月18日	大阪府北部を震源とする地震	震度6弱	大阪市(北区)、茨木市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町	住宅等	平成30年6月19日～28日	1,027人	9,358棟	6,759棟	2,141棟	458棟
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	震度7	札幌市(清田区)、むかわ町、北広島市、安平町、厚真町	住宅等	平成30年9月7日～14日	—	813棟	493棟	163棟	157棟
令和元年6月18日	日本海山形県沖地震	震度6強	【山形県】鶴岡市 【新潟県】村上市	住宅等	令和元年6月19日～22日	—	841棟	540棟	219棟	82棟
令和3年2月13日	福島県沖を震源とする地震	震度6強	【宮城県】蔵王町 【福島県】国見町、相馬市、新地町	住宅等	令和3年2月14日～3月30日	—	288棟	76棟	111棟	101棟
令和4年3月16日	福島県沖を震源とする地震	震度6強	【福島県】福島市、矢吹町	住宅等	令和4年3月17日～31日	—	113棟	12棟	42棟	59棟
令和5年5月5日	能登地方を震源とする地震	震度6強	【石川県】珠洲市、能登町	住宅等	令和5年5月6日～5月11日	139人	2,717棟	1,667棟	689棟	361棟

被災建築物応急危険度判定 過去の判定実績

発生日	地震名	最大震度	判定地区	判定対象 建築物	判定期間	判定人数	判定棟数	判定結果		
								調査済	要注意	危険
令和6年1月1日	令和6年能登半島地震	震度7	【石川県】七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、内灘町、宝達志水町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町 【富山県】高岡市、氷見市、射水市、小矢部市 【新潟県】新潟市、柏崎市、糸魚川市、上越市 【福井県】あわら市	住宅等	令和6年1月2日～21日	—	37,055棟	12,711棟	10,892棟	13,452棟
								速報値		

※全国被災建築物応急危険度判定協議会調べ

「—」：人数等未公表

災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル

平成 19 年 8 月

環境省 水・大気環境局大気環境課

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会

2. (参考) 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル本編

応急危険度判定における石綿の取扱いに関するマニュアルの本編を抜粋して、以下に示す。

本編 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、応急危険度判定士が被災建築物の応急危険度判定を実施する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し：(1)周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行い、安全な瓦礫の処理作業につなげると共に：(2)同時にアスベストの飛散によるばく露から判定士を保護することも目的としている。

2. 適用範囲

本調査は、主に鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象とする。対象とするアスベストは、飛散性アスベスト(吹付け材、保温材等)とする。

[解説]

- ・飛散性アスベスト(吹付け材、保温材等)

アスベストの内、飛散することにより健康への被害が懸念される建材として、飛散性が高いとされる吹付け材・保温材等を調査の対象とする。

- ・吹付け材(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有パーライト吹付け、石綿含有バーミキュライト吹付け)

- ・保温材等(耐火被覆材、断熱材、保温材)

保温材(石綿・珪藻土・パーライト・石綿けい酸カルシウム等各種 保温材)

耐火被覆材(石綿含有けい酸カルシウム板第2種)

断熱材(屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材)

- ・鉄骨造は耐火被覆材として飛散性の高い吹付け材等、外壁材、配管に使われた飛散性の高い保温材等にアスベスト含有建材が使用された時期がある。

他の構造と比べて、使用箇所が多く、被災時にアスベスト飛散の可能性が高い。

- ・鉄筋コンクリート造は配管の飛散性の高い保温材や内・外装材としてアスベスト含有の吹付け材(バーミキュライト吹付け等)、成形板が使用された時期がある。建築物の倒壊等により保温材等が損傷した場合、飛散性が比較的高く、注意が必要。

※木造建築物は、通常、飛散性アスベストを使用している可能性は低いため原則として調査対象としない。

ただし、寒冷地等において、アスベストの使用等が規制される前に建築された木造建築物では、煙突周辺や壁・天井裏などに結露防止のため吹付け材、保温材等を使用している可能性がある。よって、地域の状況により木造建築物も調査対象に加えることを検討すべきである。

3. 調査方法

調査は、被災地において建築物の外観から目視等により、被災した建築物の部分においてアスベスト露出状況を確認する。

調査は次項の手順に従って行い、所定の判定調査表(本編末参照)を使用する。

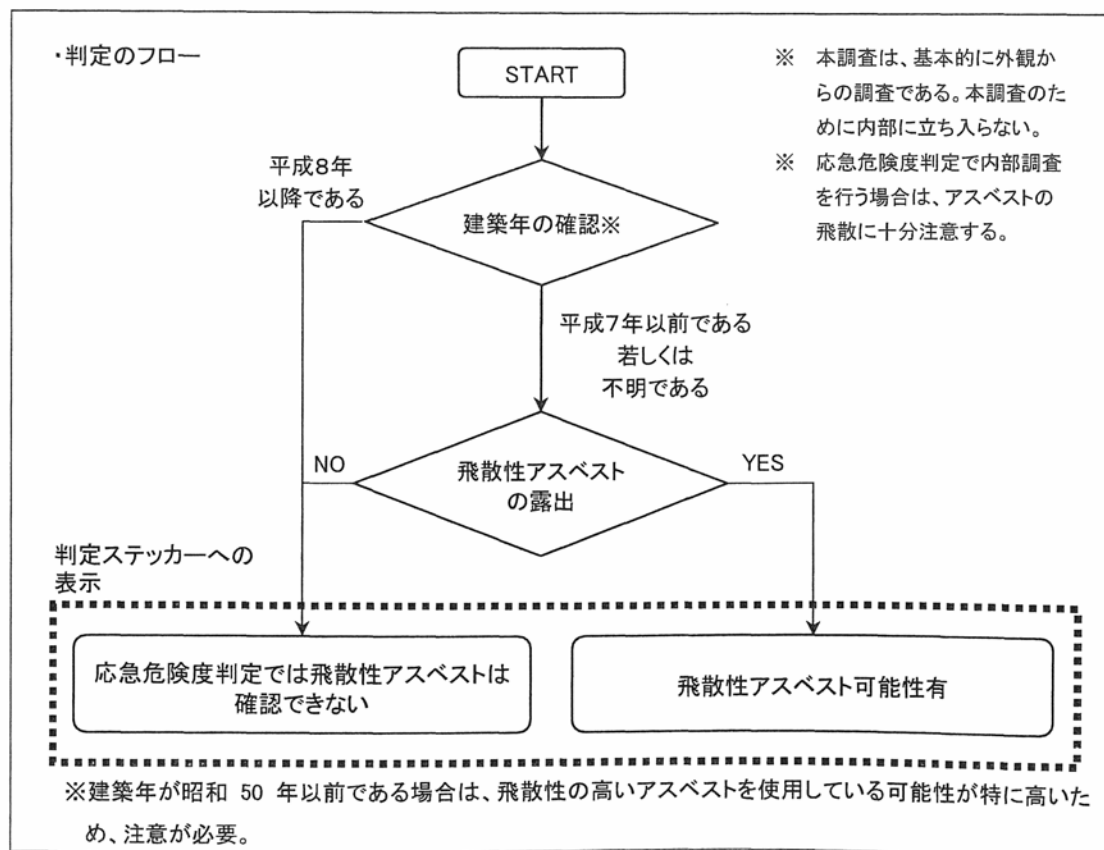
- ・本調査は、基本的に外観からの目視による調査および建築物所有者等へのヒアリングにより行い、特に本調査のために内部に立ち入ることはしない。

- ・ 応急危険度判定において、外観調査で被害が見られない建築物に対して内部調査まで行う場合、飛散性アスベストの有無に注意しつつ行う。明らかに飛散性アスベストの露出、囲い込まれたアスベストの落下等によりアスベスト飛散の危険が認められれば、呼吸用保護具を装着して、調査表を記入して速やかに調査を終了する。

4. 判定方法と対応

(1) 判定のフロー

- ① 敷地境界から可能な範囲の目視、および可能な場合は建築物所有者・管理者・使用者等へのヒアリングにより、建築物の築年を可能な限り確認する。
- ② 築年が平成8年以降であると確認できた場合は、飛散性アスベストが使用されている可能性は低いので、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の表示し調査を終了する。
- ③ 築年が不明、若しくは平成7年以前であると確認できた場合は、外観からの目視により飛散性アスベストの露出の有無を確認する。
- ④ 築年が昭和50年以前である場合は、飛散性アスベストを使用している可能性が特に高いので、注意が必要である。
- ⑤ 飛散性アスベストがあると判断した際は、呼吸用保護具を装着の上、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「飛散性アスベスト可能性有」の表示をし、ステッカー貼付後、被災建築物から離れた上で、調査表を記入する。飛散性アスベストはないと判断した際は、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の表示をし調査を終了する。



[解説]

建築物の築年を確認する。詳しい築年でなくとも、平成7年の前後、昭和50年の前後がわかれば、アスベスト飛散の可能性について、ある程度判定できる。

昭和50年(1975年)・・・建築物へのアスベストの吹付けが原則禁止された。

アスベスト含有建材(重量5%超)が規制対象になった。

平成7年(1995年)・・・特に有害性の高い茶石綿及び青石綿を含有する製品の製造等が禁止となった。

アスベスト含有建材(重量1%超)が規制対象になった。

※1981年(昭和56年)建築基準法改正に伴い導入された新耐震基準によって建築された建築物は、倒壊の可能性は減少しており、倒壊によるアスベストの露出の可能性も低くなっている。ここではアスベストに対する規制が大きく強化された昭和50年(1975年)と平成7年(1995年)をアスベストの飛散性についての判定の根拠としている。

(2)建築物所有者および周辺住民への対応

判定士は、本調査の結果を建築物の所有者や使用者、または使用者以外の第三者に知らしめるため、原則として所定の判定ステッカーに「飛散性アスベスト可能性有」と表示した上で建築物の出入口などの認識しやすい場所にステッカーを貼付し、建築物の所有者等がいる場合には、判定内容について説明を行い、注意を喚起する。

(3)解体時の対応

「飛散性アスベスト可能性有」と判定された被災建築物は、継続使用又は解体作業時のアスベストの飛散が懸念されるので、適切な処理が行われるよう、建築物の所在等の情報を調査表に記入し、応急危険度判定実施本部に持ち帰る。

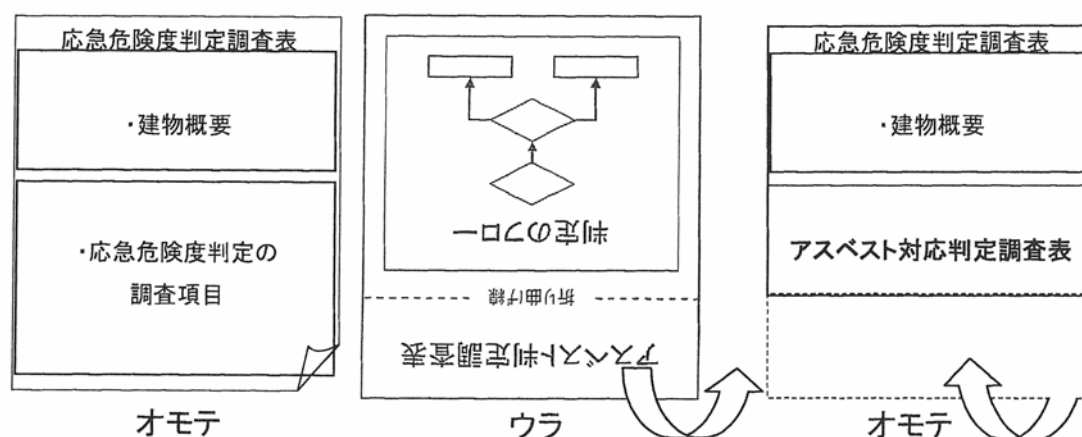
5.調査表について

(1)調査表の準備

アスベスト対応マニュアル用調査表は、応急危険度判定調査表の裏面に転写して使用する。

携帯の利便、集計作業等の関係上、転写する際は応急危険度判定の調査表と天地逆になるように裏面にコピーする。

※調査終了後、アスベスト判定調査表の集計をする際は下図のように調査表を折り曲げ、応急危険度判定調査表の建物概要を同時にコピーできるようにする。



(2)調査表の記入方法

・整理番号等

応急危険度判定と同じ整理番号(調査に際して配付された住宅地図等に付されている番号)を記入する。

・調査

- ① 建築物所有者・管理者・使用者等にヒアリングするなどして確認できる範囲で対象建築物の建築年を確認し、該当する番号に○を付け、建築年を記入されたい。
- ② 建築年が平成8年以降である場合は、調査2の「2. 飛散性アスベストの露出は見られない」の項目に○を付け調査を終了する。
- ③ 建築年が平成7年以前であり、飛散性アスベストの露出が確認された場合は、調査2の「1. 飛散性アスベストの露出が見られる」に○を付けて、特に緊急的な処置(飛散を抑制するための散水等)をしなければならない状態である場合は、コメント欄に状況を記入する。

アスベスト対応判定調査表

1. 整理番号()
調査

1. 建築年の確認

1. ~昭和50年 () (1975) 年建築)	2. 昭和51年~平成7年 () (1976) (1995) 年建築)
3. 平成8年~ () (1996) 年建築)	4. 不明

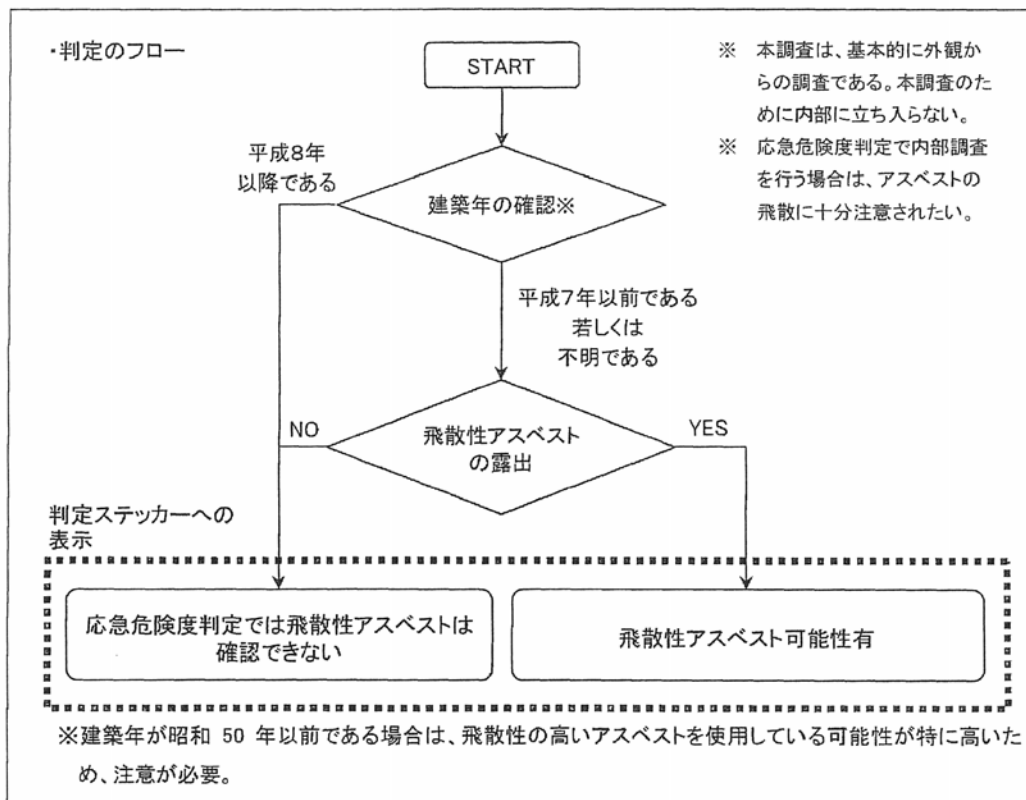
2. 飛散性アスベストの露出有無

1. 飛散性アスベストの露出が見られる	2. 飛散性アスベストの露出は見られない
---------------------	----------------------

調査2によって、飛散性アスベストの露出が認められた場合は、応急危険度判定ステッカーに、「飛散性アスベスト可能性有」と記入してください。

コメント

折り曲げ線



アスベスト対応判定調査表

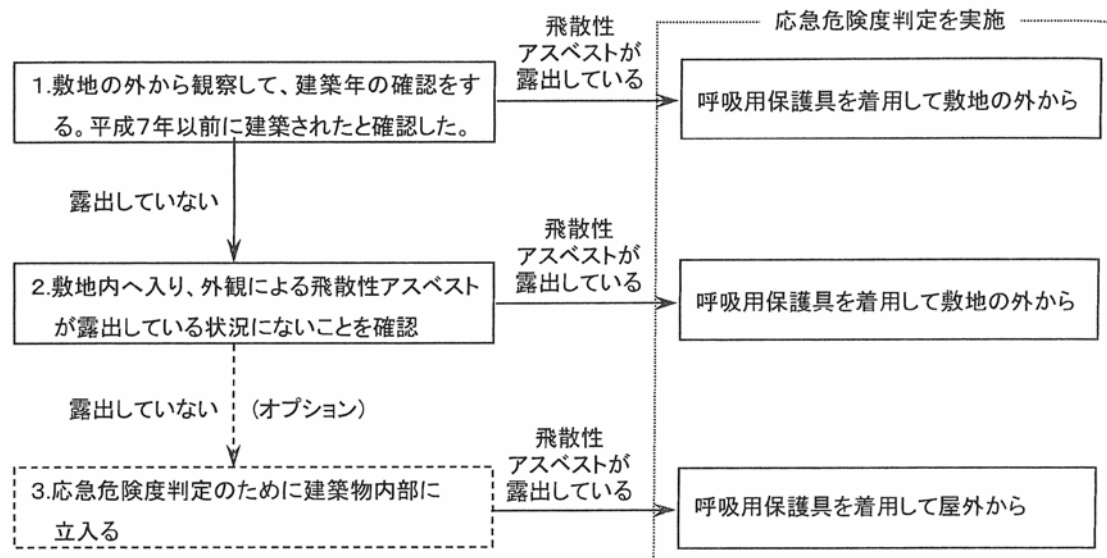
こちらを天と印刷してください。



6. 判定士の安全対策について

- ・ 調査の際、判定士は呼吸用保護具を携行する。

○ 判定作業中の呼吸用保護具の使用について

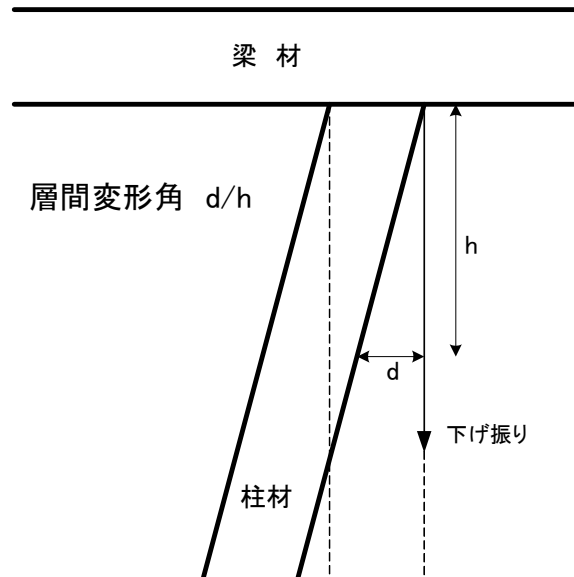


出典

1.	地震時における被災建築物応急危険度判定における アスベスト飛散防止対策検討調査に関する業務報告書 平成 18 年 3 月 23 日 財団法人 日本建築防災協会
----	---

■ 傾斜の早見表（※下げ振りを使って建築物の傾斜を測る際の早見表です。）

傾斜測定法 例)



1 木造建築物

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」のうち、
「④建築物の1階の傾斜」について

ランク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/60 以下	1/60 超～1/20 以下	1/20 超
a	1.0m 当たりの 水平変位	16.7mm 以下	16.7mm 超 50.0mm 以下	50.0mm 超
b	1.2m 当たりの 水平変位	20.0mm 以下	20.0mm 超 60.0mm 以下	60.0mm 超
c	3.0m 当たりの 水平変位	50.0mm 以下	50.0mm 超 150.0mm 以下	150.0mm 超

2 鉄骨造建築物

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」のうち、
「②不同沈下による建築物全体の傾斜」について

ランク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/300 以下	1/300 超～1/100 以下	1/100 超
a	1.0m 当たりの 水平変位	3.3mm 以下	3.3mm 超 10.0mm 以下	10.0mm 超
b	1.2m 当たりの 水平変位	4.0mm 以下	4.0mm 超 12.0mm 以下	12.0mm 超
c	3.0m 当たりの 水平変位	10.0mm 以下	10.0mm 超 30.0mm 以下	30.0mm 超

「③建築物全体又は一部の傾斜」

傾斜を生じた階の上の階数が1 以下の場合

ランク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/100 以下	1/100 超～1/30 以下	1/30 超
a	1.0m 当たりの 水平変位	10.0mm 以下	10.0mm 超 33.3mm 以下	33.3mm 超
b	1.2m 当たりの 水平変位	12.0mm 以下	12.0mm 超 40.0mm 以下	40.0mm 超
c	3.0m 当たりの 水平変位	30.0mm 以下	30.0mm 超 100.0mm 以下	100.0mm 超

傾斜を生じた階の上の階数が2 以下の場合

ランク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/200 以下	1/200 超～1/50 以下	1/50 超
a	1.0m 当たりの 水平変位	5.0mm 以下	5.0mm 超 20.0mm 以下	20.0mm 超
b	3.0m 当たりの 水平変位	15.0mm 以下	15.0mm 超 60.0mm 以下	60.0mm 超

3 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」の判定（2）のうち、
「④不同沈下による建築物全体の傾斜」

ランク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/60 以下	1/60 超～1/30 以下	1/30 超
a	1.0m 当たりの 水平変位	16.7mm 以下	16.7mm 超 33.3mm 以下	33.3mm 超
b	1.2m 当たりの 水平変位	20.0mm 以下	20.0mm 超 40.0mm 以下	40.0mm 超
c	3.0m 当たりの 水平変位	50.0mm 以下	50.0mm 超 100.0mm 以下	100.0mm 超

■連絡時のメモ（※参集の連絡があったときに、使用してください。）

①

1	判定実施市町村	
2	連絡先 担当者名・TEL	担当者名 TEL ()
3	参集日時	月 日 () 時 分
4	参集場所（一次）	
5	判定従事期間	月 日 ～ 月 日
6	移動方法	
7	その他	

②

1	判定実施市町村	
2	連絡先 担当者名・TEL	担当者名 TEL ()
3	参集日時	月 日 () 時 分
4	参集場所（一次）	
5	判定従事期間	月 日 ～ 月 日
6	移動方法	
7	その他	

③

1	判定実施市町村	
2	連絡先 担当者名・TEL	担当者名 TEL ()
3	参集日時	月 日 () 時 分
4	参集場所（一次）	
5	判定従事期間	月 日 ～ 月 日
6	移動方法	
7	その他	

熊本県被災建築物応急危険度判定要項

第 1 目 的

この要項は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第 2 定 義

この要項において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、実施本部の業務については、「市町村実施本部業務マニュアル」を参照のこと。

3 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

市町村が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、支援本部の業務については、「熊本県支援本部業務マニュアル」を参照のこと。

4 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

第 1 項の判定業務に従事する者として、熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項に基づき知事の認定を受け、登録した者及び他県からの応援者をいう。

なお、判定士の業務については、熊本県判定士業務マニュアルを参照のこと。

5 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。なお、判定コーディネーターの業務については、熊本県判定コーディネーター業務マニュアルを参照のこと。

第 3 震前対策

1 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

2 県及び市町村は、判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の養成を行うものとする。

3 市町村は実施本部の体制について、また、県は支援本部の体制について、予め整備しておくものとする。

4 県及び市町村は、建築関係団体等の協力を得て、判定に関する講習会の開催、訓練等の実施に努めるものとする。

第4 実施本部及び支援本部の設置

- 1 市町村の所管課長は、あらかじめ市町村において定められた震度以上の地震が発生した場合、又は多くの建築物が被災したと判断した場合、実施本部を立ち上げ、支援本部（支援本部未設置の場合は県建築課）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 県建築課長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は実施本部から実施本部設置の連絡を受けた場合、支援本部を立ち上げる。
- 3 実施本部の業務は、「市町村実施本部業務マニュアル」による。
- 4 支援本部の業務は、「熊本県支援本部業務マニュアル」による。

第5 判定実施の要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は、原則、判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長（市町村の判定所管課長）の判断に基づき、判定を実施しない事もある。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに市町村の災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

第6 実施本部と支援本部の連絡調整等

- 1 実施本部及び支援本部は、震前に整備した連絡網を基に情報伝達を行う。
- 2 市町村の所管課長は、支援本部に現地の被害状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第7 判定実施計画及び判定支援計画の策定等（判定対象区域、対象建築物の決定等の基準）

- 1 実施本部においては、「市町村実施本部業務マニュアル」により、市町村があらかじめ作成している震前実施計画を参考に、判定実施計画を策定するとともに、判定のための実施体制を整備する。
- 2 支援本部においては、「熊本県支援本部業務マニュアル」により、県があらかじめ作成している震前支援計画を参考に、実施本部からの要請内容等を考慮して支援実施計画を作成し、判定のための支援体制を整備する。

第8 判定従事者の確保及び判定の実施体制等

- 1 実施本部は、各市町村所属の行政職員判定士に連絡を取り、判定に従事できる判定士等の人数を把握する。
- 2 判定士等が必要人数に達しない場合、実施本部の市町村は支援本部へ支援要請を行う。
- 3 支援本部は、県職員及び県内の判定に従事できる判定士等の人数を把握し、要請事項と支援実施計画の内容に応じて判定士等を派遣する。
- 4 判定活動に要する経費の負担については、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」による。
- 5 実施本部は、判定拠点等の必要な情報を参集する判定士等に伝える。
- 6 実施本部を設置した市町村長は、判定士等が実施する判定について責任を負う。

第 9 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定の方法等は、「熊本県判定士業務マニュアル」による。
- 2 判定終了後、当該建築物の出入口等見易い場所に判定ステッカーを貼る。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

第 10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 実施本部は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。
- 3 実施本部は、第 1 項及び第 2 項に関する情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。
- 4 支援本部は、実施本部からの報告に応じ、すみやかに判定支援計画の見直しを行う。

第 11 判定士等の養成、登録

- 1 県及び市町村は判定士等を養成、登録するため、判定士認定要項に定めるものを対象に、講習会を開催する。
- 2 県は受講者の中から判定士等を登録し、その名簿を作成するとともに、常に最新の内容とするように管理する。

第 12 判定資材の調達、備蓄

県は、市町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行う。

第 13 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、九州ブロック幹事県である福岡県に対し、必要な応援を要請する。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他の都道府県知事から判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。
- 3 支援要請や支援要請への回答については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定められた様式を用いる。

第 14 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、県は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第 15 その他

- 1 この要項は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。
- 2 県及び市町村は、相互支援等について事前に調整するとともに情報交換を行い、判定の円

滑な実施が図れるよう努めるものとする。

附 則

この要項は、平成 1 8 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 1 2 月 2 日から施行する。